資料１

令和７年度　勝山市こども・子育て支援事業等の取組みについて
（中間取り組み状況）

勝山市教育委員会こども課

１．こども家庭センターでの幅広い包括的な支援の実施

・保健師をはじめ、教育委員会、各小中学校、保育園等、障害福祉関係などの関係機関と連携し各ケースに応じて面談やケース会議を実施。
・要保護家庭等のサポートプランを作成し、保護者と面接を実施。
・ヤングケアラーアンケートを市内小中学校のこどもを対象に実施。

２．幼児教育と小学校教育の連携強化と質の高い保育・教育環境の推進

・かつやまっこすくすくビジョンを推進するため、各園が重点的に取組むことについて意見交換を実施。
・幼児教育・保育支援事業の巡回相談として保育カウンセラー等の専門家や保健師と各園の訪問を実施。
・公開保育をきたこども園で実施.
市町幼児教育アドバイザーの会の研修会を通して、保育者の質向上に向けた取組を実施。
・幼小接続協議会にて、５歳児担任と１年生担任との情報交換や架け橋期カリキュラム実践を共有。
・市内園（6 園）や児童センター（9 か所）にて国際交流員による交流活動を実施。
児童センターは今年度から毎月 2 回実施。（10 月末 62 回）

３．勝山市こども計画の推進

・第１回の子ども子育て審議会を５月、第２回を１２月に実施。
・令和 7 年度の変更等につきまして、3 月頃書面決議にて審議予定。

４．応援金 115（いいこ）の実施

・応援金 115（いいこ）として０歳から１８歳までを対象に、こどもの夢や希望を応援する応援金を、6 月 25 日より給付を開始。
１０月以降の未申請者を対象に再通知を実施。
【１１月末】
対象者数　２，６１０人
申請者数　２，４９３人
（内、転入者数　８人、出産者数　４６人）

【１２月末】
申請者数　２，５５０人（＋５７人）
（内、転入９名、出生５３名）
未申請者　６０名程度

・応援金 115（いいこ）をＰＲするキャラクターを作成し、
公共施設にＰＲ看板を設置したり、市内イベントでのＰＲに活用。

５．115（いいこ）プロジェクトの推進

・115（いいこ）プロジェクトとは、応援金 115 を中心に施策をつなげ、移住や出生数の増加につなげる取組み。
・応援金 115 応援企業を募集し、勝山の子育て・結婚支援を PR するとともに企業の魅力を SNS や HP で発信。
　【応募企業数】２５企業（１２月現在）
・勝山夜市(9 月 20 日）すこやかフェスタ（10 月 11 日)、産業フェア（10 月 26 日）等のイベントに出展し、115 プロジェクトの PR を実施。
・市民課と連携し、115（いいこ）イベント（11 月 15 日）を開催し、市内から集めたこども用品のリユースを行う 115（いいこ）ゼロ円ショップ、市内のこども達に向けたコンサートを企画。

６．結婚相談

・ふくい結婚企業を増やし、応援金 115 応援企業と一緒に勝山の結婚・子育て支援の PR を実施。
・Amour 代表の石川さんに「くろすかつやま」の事務局を委託し、企業を巻き込んでの PR 等を展開。
・「くろすかつやま PR 隊」の Instagram を開設し、情報発信を実施。
・民間に委託し婚活イベント、セミナー、相談会を実施。
（おとなのちゃまこん school２回　素敵におもてなし、婚活セミナー「婚活への成功の鍵」、マリアージュカウンセリング）

@CROSSKATSUYAMA_OFFICIAL

７．こども食堂等運営支援の推進

・サンプラザ 2 階で、毎週 1 回こども食堂「輪っか」を開催。こども食堂等迂遠瑛支援補助金の交付。
　【１０月末】
　　開催日数　３０回
　　参加人数　延１，９３６人（大人も含む）

８．私立保育園及び認定こども園に対する適正な支援の実施

・入園数等適正な定員の管理と、変更に係る調整の実施。
・乳児等通園制度（誰でも通園制度）を新規 3 か所で開始。

９．教育会館・中央公園の改修の実現

・教育会館の改修の方針は、「恐竜」をテーマにした統一感のある改修とする。1 階、2 階にはこどもの遊び場、3 階には多世代が利用できるスペースを整備する。
・中央公園と一体的に改修するため、庁内関係課（建設課、営繕課）との打ち合わせを実施。
・教育会館の改修工事の実施設計業務に着手。(10 月～)

１０.成器南幼稚園の廃園と跡地利用の検討

・廃園準備のため、備品等の整理と跡地の利活用を検討。

資料2

利用定員の変更について

こども計画算定にあたり、令和5年度に勝山市の出生者数等を鑑み、各園からの要望もお聞きしながら
53Pのように教育・保育の量の見込を立てさせていただきました。
しかしながら、これまでの出生数の減少や利用状況とふまえ、また各園からの要望をお聞きし
令和8年度利用定員（案）の見なおしを行います。

	R7利用定員										
	3号			2号			3・2号合計	1号			1号合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
ケイテーこども園	6	12	12	16	17	17	80	2		2	2	6
中央こども園	6	9	9	12	12	12	60	2		2	2	6
まつぶんこども園	15	15	15	15	15	15	90	2		2	2	6
しろきこども園	12	18	20	25	20	25	120	4		3	3	10
きたこども園	5	6	11	11	11	11	55	5				5
南こども園	12	12	12	10	12	12	70	2		2	2	6
上野こども園	5	11	12	10	11	11	60	3		3	4	10
鹿谷保育園	6	9	9	12	12	12	60	－		－	－	0
北郷わしのこ保育園	5	6	12	12	12	13	60	－		－	－	0
成器南幼稚園	－	－	－	－	－	－		40				40
合計	72	98	112	123	122	128	655	89				89
		210		373								

	R7利用見込（R8.3月）										
	3号			2号			3・2号合計	1号			1号合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
ケイテーこども園	11	13	14	13	13	13	77	0	0	0	1	1
中央こども園	8	6	10	13	11	12	60	0	0	3	0	3
まつぶんこども園	7	12	16	19	21	23	98	0	1	0	0	1
しろきこども園	8	18	20	19	21	24	110	0	1	0	1	2
きたこども園	9	7	13	12	8	9	58	0				0
南こども園	12	7	13	10	24	7	73	1	0	0	0	1
上野こども園	5	10	12	3	10	10	50	2	1	2	0	5
鹿谷保育園	4	7	10	8	12	10	51	－	－	－	－	0
北郷わしのこ保育園	6	1	5	9	6	6	33	－	－	－	－	0
成器南幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	5				5
合計	70	81	113	106	126	114	610	18				18
		194		346								

今現在、申請があり12月途中以降に入園される人数と、兄弟児で3月までに入園希望と思われる方の数も入れた
見込みの数となっています。

2．3号の合計数を比較してください。定員より超えていることにつきましては、利用定員の弾力的運用を行って
おりますので、兄弟児は定員を超えても入園できることと、公立保育園廃園に伴い公立ご利用の園児が転園した数が

利用定員に反映しておりません。

・令和7年の出生者数や各園の見込入園数を把握し、再度各園の要望を確認した中で、令和8年度の各園の利用定員を以下のとおり変更する。

・しろきこども園　3.2号定員　120人　→　110人（−10人）

・鹿谷保育園　3.2号定員　60人　→　55人　（−5人）

・北郷わしのこ保育園　3.2号定員　60人　→　35人　（-25人）

	R8利用定員（案）											
	3号			2号			3・2号合計	1号				1号合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
ケイテーこども園	6	12	12	16	17	17	80	2		2	2	6
中央こども園	6	9	9	12	12	12	60	2		2	2	6
まつぶんこども園	15	15	15	15	15	15	90	2		2	2	6
しろきこども園	12	16	18	22	21	21	110	4		3	3	10
きたこども園	5	6	11	11	11	11	55	5				5
南こども園	12	12	12	10	12	12	70	2		2	2	6
上野こども園	5	11	12	10	11	11	60	3		3	4	10
鹿谷保育園	3	8	8	12	12	12	55	−	−	−	−	−
北郷わしのこ保育園	3	6	6	6	6	8	35	−	−	−	−	−
成器南幼稚園	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−		0
合計	67	95	103	114	117	119	615	49				49
		198		350								

	R9利用定員（案）											
	3号			2号			3・2号合計	1号				1号合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
ケイテーこども園	6	12	12	16	17	17	80	2		2	2	6
中央こども園	6	9	9	12	12	12	60	2		2	2	6
まつぶんこども園	15	15	15	15	15	15	90	2		2	2	6
しろきこども園	12	16	18	22	21	21	110	4		3	3	10
きたこども園	5	6	11	11	11	11	55	5				5
南こども園	12	12	12	10	12	12	70	2		2	2	6
上野こども園	5	11	12	10	11	11	60	3		3	4	10
鹿谷保育園	3	8	8	12	12	12	55	−	−	−	−	−
北郷わしのこ保育園	3	6	6	6	6	8	35	−	−	−	−	−
成器南幼稚園	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−		0
合計	67	95	103	114	117	119	615	49				49
		198		350								

資料３

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和７年度の利用実績（中途経過）
実施施設：まつぶんこども園、上野こども園、鹿谷保育園
利用数：1 名（2 時間）

1、「勝山市こども計画」（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の変更
（1）「量の見込み」の変更
令和７年度の利用実績を勘案し、国が示した「第３期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき「量の見込み」を変更する。

（単位：人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 歳児	69	68	66	65	63
	1 歳児	20	19	19	18	18
	2 歳児	4	4	4	4	4
確保方策	0 歳児	69	68	66	65	63
	1 歳児	20	19	19	18	18
	2 歳児	4	4	4	4	4

↓

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 歳児	69	**14**	**14**	**16**	**16**
	1 歳児	20	**8**	**8**	**9**	**9**
	2 歳児	4	**2**	**2**	**2**	**2**
確保方策	0 歳児	69	**14**	**14**	**16**	**16**
	1 歳児	20	**8**	**8**	**9**	**9**
	2 歳児	4	**2**	**2**	**2**	**2**

＜算出方法＞
①就学前児童数－保育所等利用児童数＝対象児童数（未就園児数）
※0 歳児は 7 か月目からの利用なので 1/2 を乗じる
②対象児童数×利用率＝量の見込み
※利用率（子育て支援センター利用者アンケートより）は、R8、9 は 40%、R10、11 は周知が進むことで段階的に上昇すると見込み 50%と設定

（2）基本的記載事項（必須記載事項）の追記
「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正に伴い、追加となった基本的記載事項（必須記載事項）について「確保の内容」に追加する。

【確保の内容】
令和７年度は、保育園・認定こども園に委託し実施しています。新規事業であるため、令和７年度の実績を勘案し令和８年度以降の確保方策を必要に応じて見直していきます。
令和８年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として実施します。
地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

2、実施事業所の認可について
令和8年度より新たに乳児等通園支援事業の実施を希望する事業所の認可にあたって、審議会の意見聴取が必要となるため、令和 8 年 3 月に書面により意見をお伺いしたい。

住んだらわかる

移住・定住をサポート

移住

東京圏から移住

世帯100万円
単身 60万円
※18歳未満の者一人につき100万円加算

東京圏に在住し東京23区内で勤務していた人が、ふくいUターン就職ネットの求人等で就職、移住した場合。

市内就職 11万円
市外就職 6万円
※就職活動の交通費に対する支援あり

東京の大学を卒業後に、勝山市に移住し福井県内に就職する場合。

県外・県内から移住

県外から
世帯10万円 単身6万円

県内から
世帯5万円 単身3万円

市内で就職・起業すれば **+5万円**

過去3年間以内に勝山市に居住したことがない人が、勝山市に移住した場合。

定住

新築住宅を市内業者で建設
土地の取得で **+50万円**
50万円

中古住宅を購入
市内業者のリフォームで最大 **+50万円**
最大 **50万円**

県外からの移住者、子育て世帯が「勝山市空き家バンク」に登録の住宅を購入
最大 **100万円**
市内業者のリフォームで最大 **+100万円**
勝山市空き家バンク

新たに多世帯での同居をする際に、市内業者によるリフォームを行う
最大 **90万円**

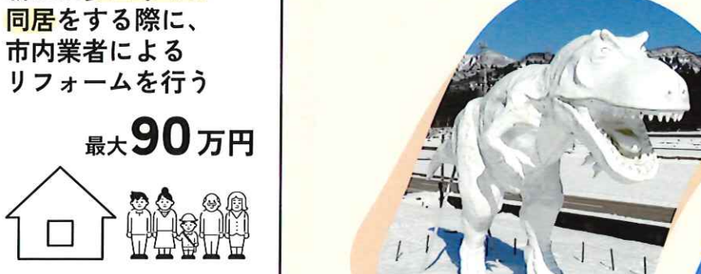

勝山市へのアクセス

福井市中心からクルマで30分
意外と近い

東京から ≫
北陸新幹線ー約4時間
飛行機ー約2時間

大阪から ≫
在来線と新幹線ー約3時間

名古屋から ≫
在来線と新幹線ー約3時間

こどもたちの未来を応援

応援金115（いいこ）

合計115万円がもらえる
出産お祝い金1万円
0歳から18歳まで年間6万円

こどもたちの夢や育ちを応援する、こどもたちのための応援金です。こどもたちの未来のためにご活用ください。

キョウリュウ よりも でっかく そだとう
子育てを勝山市ではじめよう

福井県勝山市
かつやま
移住のヒント 集めました

子育て世代のための

移住・定住のご相談はこちら ≫

勝山市役所 商工文化課
〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番1号
Tel.0779-88-8117 Fax.0779-88-1119
E-mail：iju@city.katsuyama.lg.jp

充実した切れ目ない子育て支援

子育て勝手に山ほど支援

県内初
保育料無料

第1子から所得制限なしで保育料が無料。待機児童もゼロ。

0歳から18歳までの
医療費無料

0歳から18歳までのこども医療費の窓口負担が無料。自己負担ゼロ。

放課後児童クラブ
学童保育利用料無料

小学生は利用制限がなく誰でも利用可能。学童保育(放課後児童クラブ)の利用料が無料。

勝山市は
子育て支援が充実!
詳しくはこちら

	保育料	医療費	学童保育	合計
勝山市	0円	0円	0円	0円
比較	746,000円 ※2年間の県内平均	576,000円 ※18年間の医療費	336,000円 ※6年間の県内平均	1,658,000円

妊娠・出産をサポート

市内には妊婦健診が受けられる総合病院や産後ケアが受けられる助産院もあるので妊娠から出産まで支援が充実!

不妊治療費
不育症治療費
全額助成
(他の助成と合わせて)

妊産婦健診
乳児健診
全額助成
(受診券を発行)

産後ケア
(通所・訪問)
5回無料
(利用券を発行)

教育環境の充実

英会話力を強化

幼少期から日常的にネイティブに触れるチャンスがあります!

CIRの園訪問や国際交流イベント

ALTによる授業

豊かな自然と文化が教科書

雪国ならではのスキー教室が全ての小学校で

伝統の祭りに参加!
子どもたちが主役になる勝山左義長まつり

自然豊かな勝山の地場産食材を使った学校給食

九頭竜川勝山あゆ

恐竜のまちで恐竜博士になろう

国内初の恐竜学部!福井県立大学勝山キャンパス開校。年間を通じた恐竜学習(かつやま恐竜スクール)

福井県提供

令和9年4月に
新中学校が開校

勝山高校との中高一貫教育により、将来の夢や目標に向かって成長する生徒を支援

こどもまんなか
こども家庭庁

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童１人につき２万円を１回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注）**申請が必要な方は裏面「５」をご覧ください。**また、支給を希望しない場合や支給口座を変更する場合は、１月２８日（水）までに届出書を市こども課までご提出ください。

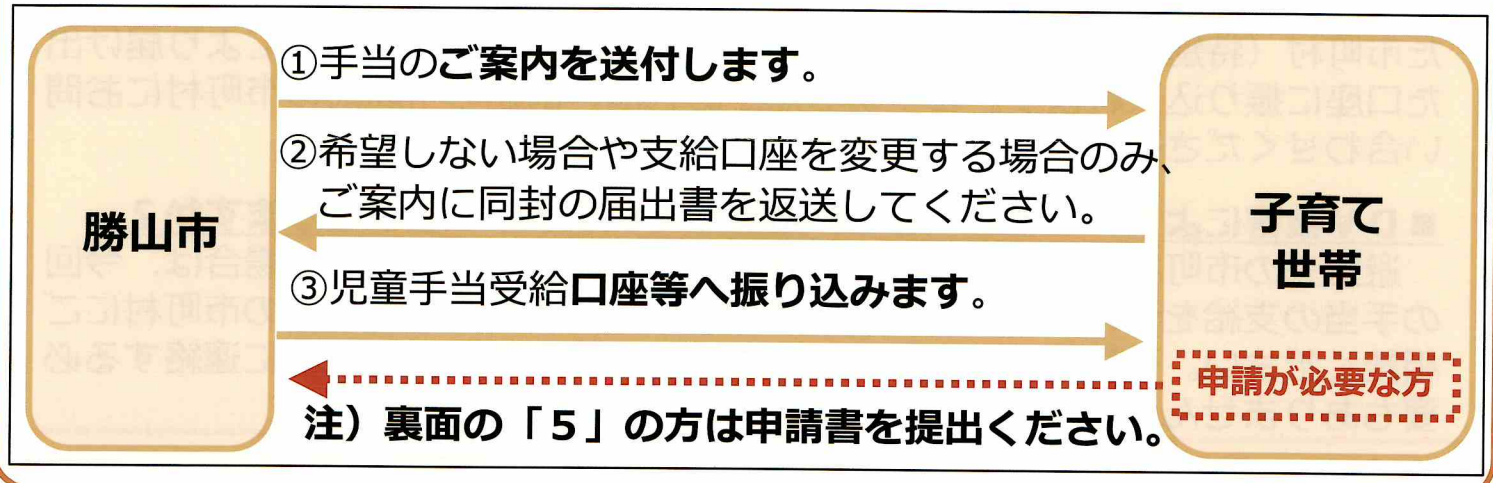

１．うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

（１）**令和７年９月分（※）の児童手当の支給対象児童**

（※令和７年9月に出生した児童については10月分）

（２）**令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童**

２．だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（１）の児童手当受給者、または**上記（２）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

３．いくらもらえるの？【支給額】

対象児童**１人につき２万円（１回限り）**です。

４．いつもらえるの？【支給時期】

勝山市では、口座振込で２月5日から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は、市こども課までお問い合わせください。

注）裏面「５」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

お問い合わせ先：勝山市教育委員会こども課0779-88-8771

⇒裏面に続きます。必ずご確認ください！

5．申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書のご提出をお願いします。

■令和８年１月１日から令和８年３月31日までに出生した児童の保護者
■所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
■10月１日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

6．こんなときはどうなるの？

■引っ越した場合はどうなりますか？

９月分（令和７年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ＤＶ被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、所属庁等から発行される公務員児童手当受給状況証明書（物価高対応子育て応援手当申請書を兼ねる）を居住の市町にご提出ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁　コールセンター
電話：０１２０－２５２－０７１
（受付時間：平日9:00～18:00）

お問い合わせ先（ 勝山市こども課）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
勝山市教育委員会こども課
電話：０７７９（８８）８７７１
（受付時間：平日8:30～17:15）

「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに勝山市から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。